

横浜市立大学医学部通則

制 定 平成 21 年 4 月 1 日 規程

最近改正 平成 31 年 4 月 1 日 規程第 8 号

第 1 章 総則

(学部の目的)

第 1 条 横浜市立大学医学部（以下「本学部」という。）は、学問の府として広く医学及び看護学並びに医療の知識及び技術を授け、より高度な学識・倫理観と実践能力を培うことによって、地域社会及び国際社会において活躍・貢献することのできる人材を育成するとともに創造的研究を遂行し、社会の発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

(組織)

第 2 条 本学部に、次の学科を置く。

医学科

看護学科

第 2 章 医学科

(教育課程及び授業科目)

第 3 条 医学科の教育課程は、共通教養科目、医学基礎教育科目、専門教育科目及び自由科目から構成する。

2 医学基礎教育科目は医学科の専門科目を学ぶために必要な基礎教育を行う科目とする。

3 専門教育科目は医学の専門に関する授業科目とし、「医学教育モデル・コア・カリキュラム」を踏まえた授業科目とする。

(単位)

第 4 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮するものとする。

(1) 講義及び演習は、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技は、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(共通教養科目の履修方法)

第 5 条 学則第 42 条第 2 項の規定による共通教養科目の履修方法については、教授会の議を経て学部長が定めるところによる。

(進級要件)

第 6 条 学生が 2 年次に進級する要件は、原則として全ての必修科目の単位を取得し、1 年次の必要単位数を取得することとする。

2 学生が 3 年次、4 年次に進級する要件は、全ての必修科目の単位を取得することとする。

3 学生が5年次に進級する要件は、全ての必修科目の単位を取得し、及び「Advanced Practical English」の単位を取得することとする。また、直前の共用試験に合格していることとする。

4 学生が6年次に進級する要件は、必要科目の単位を取得し、進級試験に合格することとする。

(試験)

第7条 試験の方法は、筆記試験、口述、論文提出、実技及び実習等とする。

2 試験は、各試験期間中に行う。

3 病気その他やむを得ない理由により、試験を受けることができなかった学生は、追試験の受験を申請することができる。

4 不正行為における教務上の措置については、医学科専門教育科目では「医学科専門教育科目の履修に関する規程」を適用し、共通教養科目及び医学基礎教育科目では「国際総合科学部履修規程」を適用する。

(成績評価)

第8条 成績の評価は、試験の結果、平常の成績、出席状況等を総合的に判断して行い、60点以上を合格とし、授業科目の所定の単位を与える。

2 成績の評価と点数の関係は、次のとおりとする。

秀 (S A) : 90点～100点

優 (A) : 80点～89点

良 (B) : 70点～79点

可 (C) : 60点～69点

不可 (D) : 59点以下

3 前項の規定にかかわらず、他大学等で取得した単位（横浜市内大学間単位互換制度に基づき取得した単位を除く。）の評価は「認定」と表記する。

4 成績の評価に関して疑問がある場合は、申し出ることができる。

(卒業単位数)

第9条 卒業に必要な単位数は、次のとおりとする。

区分	医 学 科
共通教養科目	39単位
医学基礎教育科目	9単位
専門教育科目	153単位
合 計	201単位

(学位の授与)

第10条 医学科の授与する学位は、次のとおりとする。

医学科 学士 (医学)

(国家試験受験、免許取得)

第11条 卒業要件に必要な単位を修得すると、卒業する年の2月に国家試験を受験することができる。

2 国家試験に合格した者には、次の免許が与えられる。

学 科	国家試験 種別	免許種別
医 学 科	医師国家 試験	医師免許

第 3 章 看護学科

(看護学科)

第 12 条 看護学科については、別に定める。

第 4 章 その他

(委任規定)

第 13 条 この通則に定めるもののほか必要な事項は、本学部教授会の議を経て学部長が定める。

附 則

(施行期日)

この通則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この通則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

なお、第 9 条については、平成 22 年度入学生以前の学生は従前の通りとする。

附 則

(施行期日)

この通則は、平成 23 年 7 月 13 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

なお、第 9 条については、平成 23 年度入学生以前の学生は従前の通りとする。

附 則

(施行期日)

この通則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

なお、第 9 条については、平成 24 年度入学生以前の学生は従前の通りとする。

附 則

(施行期日)

この通則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

なお、第 9 条については、平成 25 年度入学生以前の学生は従前の通りとする。

附 則

(施行期日)

1 この通則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 26 年 4 月 1 日以前に入学した学生について、第 9 条の適用はなお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この通則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

なお、第 9 条については、平成 27 年度入学生以前の学生は従前の通りとする。

附 則

(施行期日)

この通則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

また、第 9 条については、平成 27 年度入学生以前の学生は従前の通りとする。

附 則

(施行期日)

この通則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

なお、第 9 条については、平成 27 年度入学生以前の学生は従前の通りとする。

附 則 (平成 31 年規程第 8 号)

(施行期日)

この通則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

なお、第 9 条については、平成 27 年度入学生以前の学生は従前の通りとする。